

尾道糸崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和6年4月

尾道糸崎港港湾管理者

広島県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 5 年 6 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 5 年 8 月 港湾審議会第 146 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 7 年 3 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 22 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 26 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 31 年 3 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

の議を経た尾道糸崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置	2
1	旅客船埠頭計画	2
2	小型船だまり計画	3
III	港湾の環境の整備及び保全	4
1	港湾環境整備施設計画	4
IV	土地造成及び土地利用計画	5
1	土地利用計画	5

I 変更理由

内港地区において、良好な港湾の環境形成、賑わい空間の創出及び既存施設の有効活用に対応するため、旅客船埠頭計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1-1 内港地区

旅客船等の利用に対応するため、以下の施設について計画を変更する。

小型栈橋 2基 [既設]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地) [既設の変更計画]

既設

小型栈橋 2基

埠頭用地 1ha (旅客施設用地)

2 小型船だまり計画

2-1 内港地区

小型船を効果的かつ効率的に係留するため、小型船だまりを次のとおり計画する。

小型棧橋 3基 [既設]

物揚場 水深2m 延長108m [既設]

埠頭用地 1ha [既設]

これに伴い次の既定計画を削除する。

既定計画

以下の施設を廃止する。

既設

小型棧橋 1基

物揚場 水深3.5m 延長108m

Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境形成及び賑わい空間の創出を図るため、以下の施設について計画を変更する。

内港地区

緑地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画
緑地 1 h a

IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

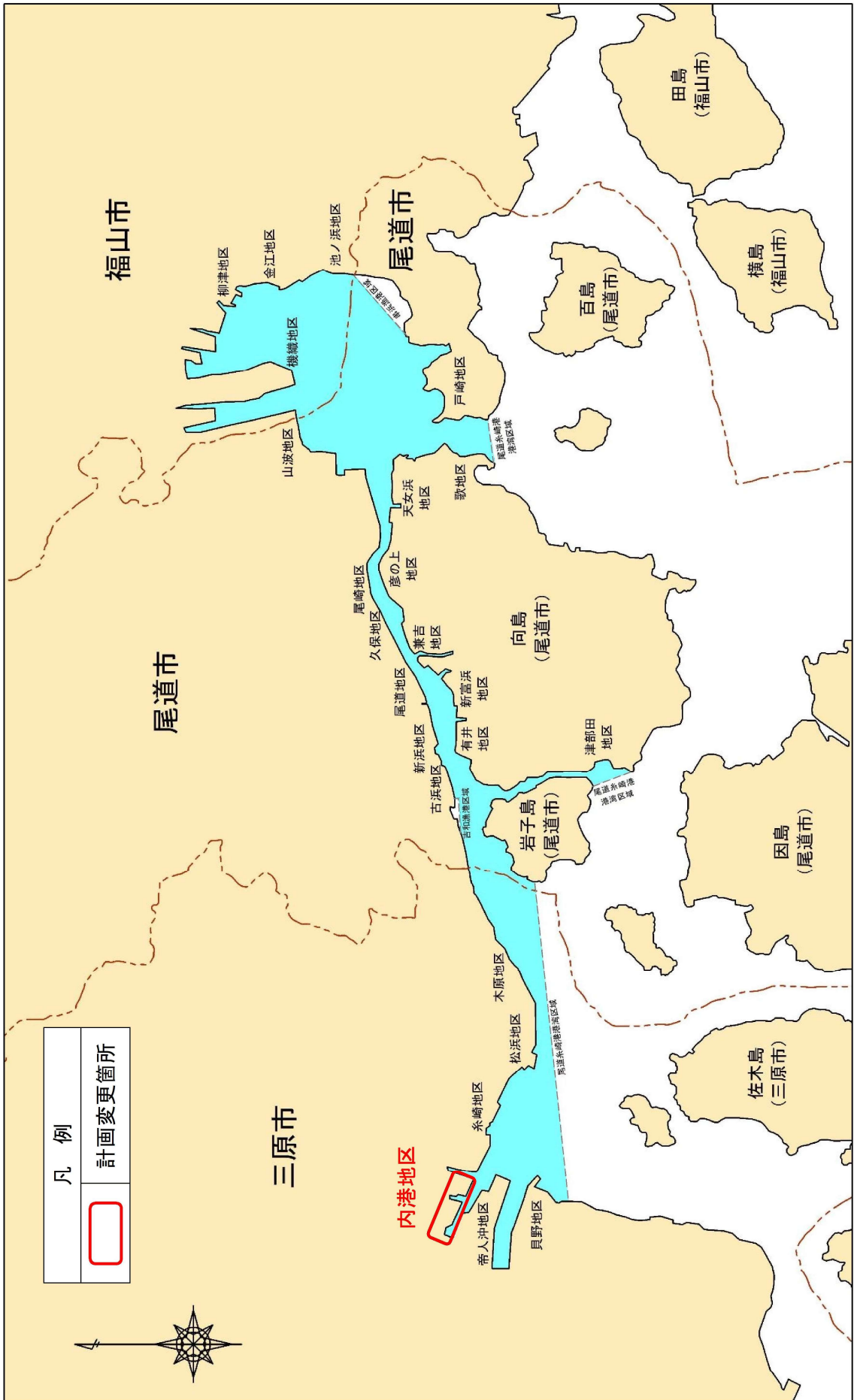
用途 地区名	埠頭 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
内港	(3) 3	(1) 1	(1) 1	(5) 5

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

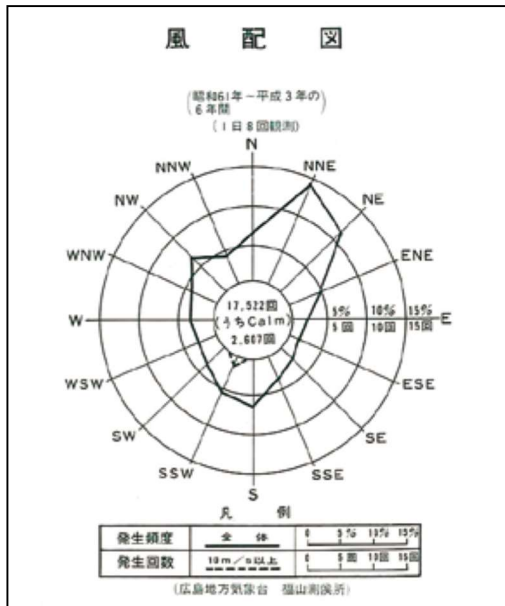
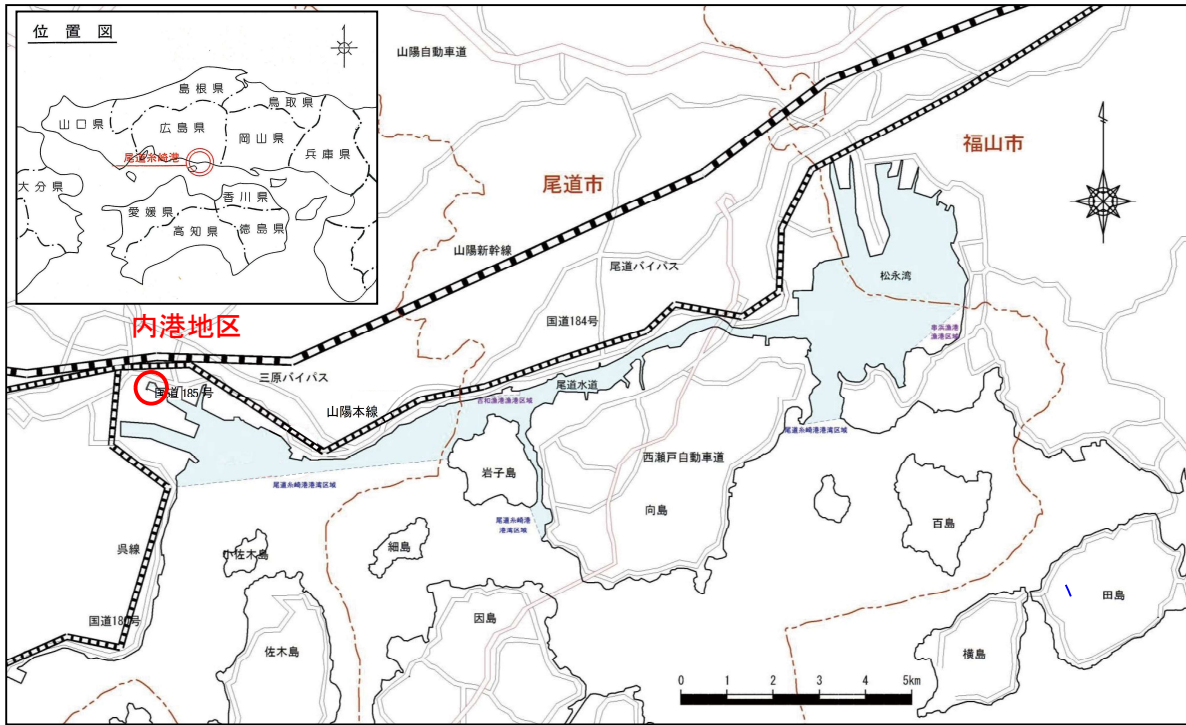
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

尾道系崎港位置図



計画変更箇所位置図



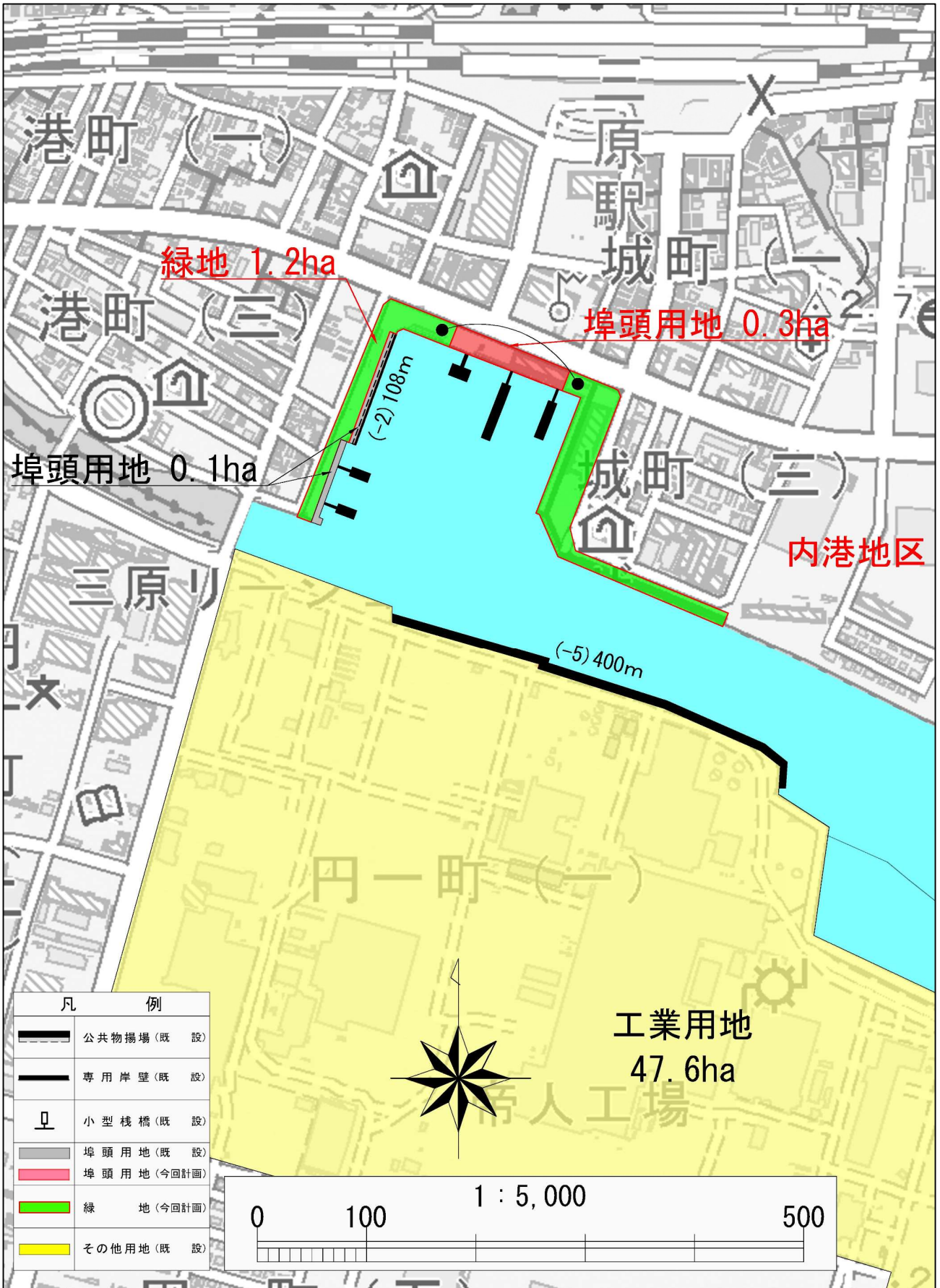
潮位図

糸崎港区
 検潮場所 三原市円一町

既往最高潮面 (Mx. H. H. W. L.)	+4.95
略最高潮面 (N. H. H. W. L.)	+3.92
大潮平均高潮面 (H. W. O. S. T.)	+3.37
平均水面 (M. S. L.)	+1.96
東京湾中等潮位 (T. M. S. L.)	+1.81
大潮平均低潮面 (L. W. O. S. T.)	+0.55
基本水準面 (C. D. L.)	±0.00

尾道糸崎港港湾計画図

<内港地区>



凡	例
	公共物揚場(既 設)
	専用岸壁(既 設)
	小型棧橋(既 設)
	埠頭用地(既 設)
	埠頭用地(今回計画)
	緑 地(今回計画)
	その他用地(既 設)